

# 厚生労働省における政策評価に関する基本計画

- 1 基本的な考え方
- 2 計画期間
- 3 政策評価の実施に関する方針
- 4 政策評価の観点に関する事項
- 5 政策効果の把握に関する事項
- 6 事前評価の実施に関する事項
  - (1) 事前評価の対象とする政策
  - (2) 事前評価の方式
  - (3) 事前評価の手順
  - (4) 事前評価の評価結果の検証
- 7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項
  - (1) 事後評価の対象とする政策（別紙として政策体系及び評価予定表）
  - (2) 事後評価の方法
  - (3) 事後評価の手順
  - (4) 事後評価の実施に関する計画
  - (5) 社会保険庁の実績の評価
- 8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- 10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項
  - 11 政策評価の実施体制に関する事項
    - (1) 政策評価の担当組織
    - (2) 政策評価の実施に関する関係課長会議
  - 12 その他政策評価の実施に関し必要な事項
    - (1) 政策評価の継続的改善
    - (2) 職員の人材の確保及び資質の向上

別 紙 政策体系及び評価予定表

# 厚生労働省における政策評価に関する基本計画

## 1 基本的な考え方

平成13年1月に実施された中央省庁等改革において、行政の活動を評価するシステムの一環として新たに政策評価制度を導入することとされ、平成14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)に基づく政策評価を実施することとなった。

厚生労働行政は、保健・医療、社会福祉、所得保障、労働といった国民生活に直結する分野であり、人の生涯にわたり、家庭、職場、地域などあらゆる場所において、国民生活の安定と向上を図ることを目的としている。

このような厚生労働行政に係る政策を評価し、その評価結果を政策に適切に反映することを通じて、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努め、国民生活の一層の向上を図っていくことが重要である。

そのため、厚生労働省においては、以下に掲げる事項を目的として、厚生労働行政全般を対象とした政策評価を実施することとする。

国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底すること。

国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。

国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること。

厚生労働省の総合的・戦略的政策展開を推進すること。

本計画は、以上のような基本的な考え方に立ち、法第6条第1項に基づき、「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえて、厚生労働省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。

また、評価に当たっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)、「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)等の内閣の基本方針を踏まえて実施するものとする。

なお、本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

## 2 計画期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

### 3 政策評価の実施に関する方針

厚生労働省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、新たな政策の導入、既存の政策の見直し・改善及び実施などの行政活動の中に明確に組み込み、実施するものとする。

また、政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象とする政策の特性や評価の目的等に応じて、事業評価方式、実績評価方式又は総合評価方式を適切に選択して実施するものとする。

なお、評価に当たっては、政策効果の発現の時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などについて適切に判断して行うものとする。

### 4 政策評価の観点に関する事項

政策評価の観点としては、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点をを用いるなど、総合的に評価することとする。

また、評価に当たっては、政策評価の方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の観点を具体的に設定することにより、実効性の高い評価を行うものとする。

#### (1) 「必要性」の観点

イ 政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、また、上位の目的に照らして妥当か。

ロ 行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。

#### (2) 「効率性」の観点

イ 投入された資源量に見合った結果が得られるか、又は実際に得られているか。

ロ 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。

ハ 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

#### (3) 「有効性」の観点

政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

#### (4) 「公平性」の観点

政策の目的に照らして、政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、又は実際に分配されているか。

#### (5) 「優先性」の観点

他の政策よりも優先的に実施すべきか。

### 5 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、

評価を実施する職員の能力等に考慮しつつ、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととする。

また、政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

特に、厚生労働行政においては、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法が確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら適正な評価に努めるものとする。

なお、政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が厚生労働省以外であり、政策効果の把握のために、当該実施主体における活動に関する情報等が必要となる場合にあっては、事前に当該実施主体に対して把握しようとする政策効果やそのために必要となる情報、政策効果の把握の方法等について具体的に示すことなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努めるものとする。

## 6 事前評価の実施に関する事項

### (1) 事前評価の対象とする政策

#### イ 法第9条に規定する政策

(イ) 個々の研究開発(人文科学のみに係るものを除く。(ロ)において同じ。)であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 個々の研究開発であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

(ハ) 公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業(施設の維持又は修繕に係る事業を除く。(ニ)において単に「個々の公共的な建設の事業」という。)であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ニ) 個々の公共的な建設の事業であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

(ホ) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力(条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設(船舶を含む。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。)を目的として行われるものに限る。)であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるもの及び有償の資金供与による協力(資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているもの

であって、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第23条第2項第1号の規定に基づき外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る。）であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

ロ イの政策以外の政策のうち、厚生労働省として事前評価を実施する政策

(1) 予算要求又は財政投融资資金要求（以下「予算要求等」という。）を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの。ただし、以下の 、 又は の要件に該当する政策を除く。

政策の決定を伴わないもの

政策効果の把握の手法等の段階的な研究・開発が必要なもの

補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないもの

(ロ) 規制の新設を目的とする政策

## (2) 事前評価の方式

事前評価は、事業評価方式を基本とする。

## (3) 事前評価の手順

イ 事前評価の対象とする政策（規制の新設を目的とする政策を除く。）

(1) 事前評価の対象とする政策の担当部局等（政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。）は、当該政策に係る部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、査定課（予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課、規制の新設については政策統括官付参事官室をいう。以下同じ。）及び政策評価官室（政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。）に提出する。

(ロ) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、予算要求等に反映させる。

(ハ) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、予算要求等については厚生労働省予算概算要求後に速やかに公表する。

(ニ) (ハ)の公表後に、当該政策の内容等に変更があった場合には、政府予算案の確定にあわせ、担当部局等において評価書等の変更を行い、政策評価官室に提出する。また、(ハ)の公表後に、新たに(1)の要件に該当することとなった政策についても併せて同様に評価を実施し、評価書等を政策評価官室に提出する。

(ホ) 政策評価官室は、提出された評価書等を取りまとめ、政府予算案の確定後に速やかに公表する。

ロ 規制の新設を目的とする政策

- (イ) 規制の新設を図ろうとする担当部局等は、当該規制について、イに準じて評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、査定課及び政策評価官室に提出する。
- (ロ) 査定課は、提出された評価書等を参考に審査を行い、規制の新設に反映させる。
- (ハ) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の審査を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を当該規制に関する法律案の確定にあわせて取りまとめ、当該規制に関する法律案の国会提出後に速やかに公表する。

(4) 事前評価の評価結果の検証

事前評価の対象とした政策については、政策効果の把握の手法等の研究・開発を積極的に進めるために、評価書等に当該政策の目標の達成状況を示す評価指標と政策効果の発現時期を示し、その評価指標のモニタリング結果と政策効果の発現時期を参考にして、必要に応じて事前評価の評価結果を重点的に検証することとする。

7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 事後評価の対象とする政策

事後評価は、厚生労働行政全般について、以下のとおり実施する。

イ 政策体系等の設定

厚生労働行政全般について、別紙の政策体系(厚生労働行政の基本目標、基本目標を達成するための施策目標、実績目標及び評価指標を設定したものをいう。以下同じ。)及び評価予定表(ハ又は及び(2)を踏まえ、政策体系の施策目標ごとに事後評価を実施する概ねの時期及び方式を示したものをいう。以下同じ。)を定める。

また、担当部局等は、各年度の終了時における事後評価の評価結果等を踏まえ、必要に応じて政策体系及び評価予定表の見直しを行う。この場合において、達成すべき目標については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、さらに客観的に達成度を測定できるようなものとなるよう努める。

ロ モニタリングの実施及びその結果の公表

厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、毎年度、政策体系の評価指標をモニタリングし、その結果を公表する。

ハ 事後評価の実施

事後評価を以下の場合に実施する。なお、法第7条第2項第2号に規定する政策については、別途毎年度、実施計画(法第7条第1項に基づき定める事後評価の実施に関する計画をいう。以下同じ。)に基づき実施する。

政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを

## 行う場合

政策体系の施策目標について、各行政分野における計画等の改定や法律改正など主要な制度の変更を行う場合

政策体系の施策目標について、当該施策目標の評価指標のモニタリング結果の値や推移等により必要が生じた場合

事前評価を実施した政策について、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリングの値や推移等を参考にして必要が生じた場合

その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる場合

## 二 評価書等の公表

八により事後評価を実施した場合には、その評価結果を速やかに公表する。

## (2) 事後評価の方法

事後評価は、(1)八 の場合については実績評価又は総合評価方式、同 の場合については総合評価方式、同 の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、同 及び の場合については事業評価方式を基本とし、事後評価の対象となる政策の特性に応じて評価の方式を選択するものとする。

## (3) 事後評価の手順

イ 担当部局等は、政策体系の評価指標のモニタリング結果について、政策評価官室に提出し、政策評価官室はそれを取りまとめ、速やかに公表する。

ロ 実施計画に定めた事後評価の対象とする政策その他当該実施計画の計画期間中に(1)八 、 、 又は により事後評価を実施することとなった政策の担当部局等は、イにあわせて、当該政策に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、政策評価官室に提出する。

ハ 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行い、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

## (4) 事後評価の実施に関する計画

法第7条第2項第1号に規定する政策については、評価予定表に定めるものを基礎として、毎年度、実施計画においてこれを定める。

また、法第7条第2項第2号及び第3号に規定する政策については、毎年度、実施計画においてこれを定める。

## (5) 社会保険庁の実績の評価

厚生労働省の外局である社会保険庁については、中央省庁等改革基本法(平

成10年法律第103号)第16条に規定する実施庁として、社会保険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準を定めて公表するとともに、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

#### 8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の実施に当たって高度の専門性や実践的な知見が必要な場合、客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合等にあつては、以下のような方法により、学識経験を有する者の知見の活用を積極的に図ることとする。

学識経験者等からの個別の意見聴取

学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催

既存の審議会の活用

外部研究機関等の活用

#### 9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

厚生労働省においては、以下の事項を実施することにより、政策評価の結果の政策への反映を確保することとする。

イ 担当部局等は、評価結果を的確な政策の採択やその実施の可否の検討並びに既存の法令や事業の改廃を含めた政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報として活用すること。

ロ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用すること。

ハ 担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況について、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表すること。

#### 10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

本計画、実施計画、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況については、それぞれの公表時に厚生労働省ホームページへの掲載や文書公開窓口への備付けなどの方法により、公表するものとする。

また、厚生労働省ホームページ等において、政策評価に関する外部からの意見等を広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。

なお、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)の考え方に基づき適切に対応するものとする。

#### 11 政策評価の実施体制に関する事項



## ( 1 ) 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局等、査定課及び政策評価官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、牽制及び補完をしつつ、政策評価を実施するものとする。

イ 担当部局等は、自ら又は第三者の活用により、その担当する政策について評価を実施する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。

ロ 査定課は、提出された評価書等を参考に査定又は審査を行い、予算要求等及び規制の新設に適切に反映する。

ハ 政策評価官室は、以下のような事務を行う。

厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案

厚生労働省における基本計画、実施計画、政策体系の評価指標のモニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめ並びに公表

評価手法の調査研究の推進

政策評価を担当する職員の技能向上の推進

政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援

## ( 2 ) 政策評価の実施に関する関係課長会議

厚生労働省内に「政策評価の実施に関する関係課長会議」を設け、厚生労働省の政策評価の実施・運営に関する基本的事項について審議、情報交換等を行い、総合的観点から調整する。

## 1 2 その他政策評価の実施に関し必要な事項

### ( 1 ) 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、担当部局等が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行うこととする。また、担当部局等は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図っていくこととする。

政策効果の把握に関する手法については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評価の質の向上を図るものとする。特に、事前評価については、必要に応じて事前評価の評価結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の研究・開発を積極的に進めることとする。

### ( 2 ) 職員の人材の確保及び資質の向上

政策評価官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するするとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を図るものとする。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要な専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用することとする。

## 政策体系及び評価予定表

- (1)基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2)施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3)実績目標は、施策目標の達成度を評価するために、具体的な施策や事務事業について、 定量的に実績の測定が可能なものは定量的目標、 定量的な実績の測定が困難なものは定性的目標を掲げたものである。
- (4)評価指標は、実績目標の達成状況を測定するために、 実績目標を達成するために実施している施策等に関する定量的な指標、 定量的な指標を設定することが困難な場合には参考となりうる関連指標を掲げたものである。
- (5)評価予定表は、それぞれの施策目標について、本計画の計画期間内の政策評価の概ねの実施時期を示したものである。なお、計画期間内のそれぞれの年度において政策評価を実施する施策目標については、その都度実施計画においてこれを定める。
- (6)評価に当たっては、各施策目標について、実績目標の達成状況をもとに、社会経済情勢の変化等の外的要因の影響などを考慮した上で、必要に応じて定性的な観点を加え、総合的に評価することとする。
- (7)なお、今後、具体的に評価を実施する中で、施策目標の各々の特性を十分に検証し、その評価手法について、知識・経験を蓄積するとともに、新たな手法の開発や必要な情報・データの収集など、実績目標、評価指標の改善に努めるものとする。

## 政策体系及び評価予定表の見方

施策目標について、実績目標の達成状況の測定を中心とした実績評価、又は制度等の見直し(実績目標の達成状況を含む。)を行う総合評価を実施

- 施策目標 5** 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
- 5 - 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること
- <実績目標>
- ・都市部におけるDOTS対策の実施を図ること  
【評価指標：結核の患者・感染症者数、塗抹陽性患者数、小児（14歳以下の結核新規発生患者数）】
  - ・若年層の性感染症対策を図ること  
【評価指標：感染症発生動向調査における性器クラミジア、淋病の発生数】
  - ・法に基づく予防接種の実施を推進すること  
【評価指標：法に基づく予防接種の対象疾患の患者数、死亡者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	総合 -15	実績 17	総合 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H16の総合評価は、DOTS対策関連を中心に実施</li> <li>・H17の実績評価は、性感染症対策を中心に実施</li> <li>・H18の総合評価は、予防接種の実施の推進を中心に実施</li> </ul>
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防法（平成10年法律第114号）附則第2条の規定（H16目処見直し）</li> <li>・性感染症に関する特定感染症予防指針（少なくとも5年ごとに見直し）</li> <li>・予防接種法の一部を改正する法律（平成13年法律第116号）附則第2条の規定（H18目処見直し）</li> </ul>					

平成15年度は、平成14年度の評価指標の数値についてモニタリングを実施

平成17年度は、平成17年度までの実績について性感染症対策を中心に実績評価を実施

平成18年度は、予防接種法の一部を改正する法律附則第2条の規定に基づく見直しの際に総合評価を実施

## ( 基 本 目 標 )

- 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- 2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
- 3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- 5 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること
- 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
- 8 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
- 11 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
- 12 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

## 基本目標 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

### 施策目標 1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

#### 1 - 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること

<実績目標>

- ・医療計画に基づき医療機関を整備すること

【評価指標：病床不足地域の数】

- ・へき地保健医療対策を推進すること

【評価指標：無医地区の数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

#### 1 - 医療機関の機能分化と連携を促進し、医療資源の効率的な活用を図ること

<実績目標>

- ・患者の病態に応じた適正な病床区分を推進すること

【評価指標：病床区分ごとの病床数】

- ・医療機関相互の連携を促進すること

【評価指標：地域医療支援病院の数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

#### 1 - 救急・災害医療体制の整備を図ること

<実績目標>

- ・救命救急センターの整備、小児救急医療の充実、ドクターヘリの普及を図ること

【評価指標：救命救急センターの数、ドクターヘリ事業実施件数】

- ・災害拠点病院の整備、広域災害・救急情報システムの整備を図ること

【評価指標：地域医療計画に基づく救急医療体制の整備状況、災害拠点病院の数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1 - 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること

<実績目標>

- ・特定機能病院等への立入検査を徹底すること

【評価指標：立入検査件数、結果（遵守率）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること**

2 - 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

<実績目標>

- ・今後の医療需要に見合った医療従事者を養成すること

【評価指標：就業者数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - 医療従事者の資質の向上を図ること

<実績目標>

- ・医師、歯科医師の臨床研修の履修促進と内容充実を図ること

【評価指標：医師、歯科医師の臨床研修の履修率】

- ・医療従事者に対する研修等を充実すること

【評価指標：看護職員に対する研修会等の実施回数】

- ・薬剤師の資質の向上を図ること

【評価指標：薬剤師実務研修修了者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促**

**進すること**

- 3 - 患者の選択に基づいた適切な医療を提供すること

医療サービスの質の向上を図ること

患者のQOLの向上を図ること

インフォームドコンセントを推進すること

<実績目標>

- ・カルテ開示を推進すること

【評価指標：検討中】

- ・医療機能評価を推進すること

【評価指標：財団法人日本医療機能評価機構による医療機能評価の認定数】

- ・根拠に基づく医療（EBM）を推進すること

- ・医療のIT化を推進すること

【評価指標：病院内情報システム（電子カルテ、オーダーリングシステム）の普及率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

- 3 - 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

<実績目標>

- ・医療事故防止に関する医療機関等の自主的な取組を支援すること



【評価指標：検討中】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 4 広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療等（政策医療）を推進すること**

4 - **政策医療を着実に実施すること**

<実績目標>

- ・政策医療の実施体制の整備を図ること

【評価指標：政策医療に係る診療機能（病床数等）、政策医療に係る研究機能（臨床研究センター、臨床研究部の数等）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	-	-	
13	14	15			
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4 - **経営基盤の安定化を図ること**

<実績目標>

- ・経営の改善を行うこと

【評価指標：国立病院・療養所の収支（施策目標 4 、 の「政策医療を着実に実施すること」「医療資源の集中・集約を図ること」の状況を踏まえて評価）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	-	-	
13	14	15			
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4 - 医療資源の集中・集約（再編成）を図ること

<実績目標>

・行政改革大綱（平成12年12月閣議決定）に基づき、昭和61年再編成計画に掲げる32施設及び平成11年見直し計画に掲げる13施設の国立病院・療養所の再編成を実施すること

【評価指標：再編成実施施設数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	-	-	・国立病院・療養所は平成16年に独立行政法人化するため、その後の評価については、別途検討する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政改革大綱（平成12年12月閣議決定）</li> <li>昭和61年再編成計画及び平成11年見直し計画</li> </ul>					

**施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要**

**医療等を確保すること**

5 - 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること

<実績目標>

・都市部におけるDOTS対策の実施を図ること

【評価指標：結核の患者・感染者数、塗抹陽性患者数、小児（14歳以下）の結核新規発生患者数】

・若年層の性感染症対策を図ること

【評価指標：感染症発生動向調査における性器クラミジア、淋病の発生数】

・法に基づく予防接種の実施を推進すること

【評価指標：法に基づく予防接種の対象疾患の患者数、死亡者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	総合 -15	実績 -17	総合 -18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H16 の総合評価は、D O T S 対策関連を中心に実施</li> <li>・H17 の実績評価は、 性感 染症対策を中心に実施</li> <li>・H18 の総合評価は、予防 接種の実施の推進を中心 に実施</li> </ul>
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防法(平成10年法律第114号) 附則第2条の規定(H16目処見直し)</li> <li>・性感染症に関する特定感染症予防指針 (少なくとも5年ごとに見直し)</li> <li>・予防接種法の一部を改正する法律(平成 13年法律第116号)附則第2条の規定 (H18目処見直し)</li> </ul>					

5 - 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること

<実績目標>

・医療の受診機会を増加させること

【評価指標：都道府県の難病医療拠点病院・協力病院数】

・難病研究を充実し、国民に情報を提供すること

【評価指標：難病情報センターのアクセス件数、特定疾患対策研究事業の研究論文数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

5 - ハンセン病対策の充実を図ること

<実績目標>

・補償金支給事務の迅速な実施を図ること

【評価指標：支給件数、平均処理日数】

・ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図ること

【評価指標：普及啓発パンフレットの配布件数、ハンセン病資料館の入館者数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

5 - **エイズの発生・まん延の防止を図ること**

<実績目標>

・ **HIV 感染者・患者報告数を減少させる（少なくとも前年報告数以下）にすること**

【評価指標：エイズ発生動向調査における報告数（HIV 感染者報告数、エイズ患者報告数）】

・ **エイズに対する医療、相談体制の整備を図ること**

【評価指標：保健所におけるエイズ相談受付件数、検査件数、エイズ予防財団の実施する電話相談、受付件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

5 - **適正な臓器移植の推進等を図ること**

<実績目標>

・ **臓器移植法に基づく適正な臓器移植の普及を図ること**

【評価指標：臓器提供意思表示カード・シールの配布枚数、移植実施件数】

・ **造血細胞移植の普及を図ること**

【評価指標：骨髄提供希望登録者数、骨髄移植実施件数、保存さい帯血数、さい帯血移植実施件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

5 - 原子爆弾被爆者等を援護すること

<実績目標>

- ・迅速に原爆症の認定を図ること

【評価指標：認定処理件数（処理期間）】

- ・被爆者の健康の保持・増進を図ること

【評価指標：被爆者健康診断受診率】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療用具を国民が適切に利用できるよ

うにすること

6 - 有効性・安全性の高い新医薬品・医療用具の迅速な承認手続を進めること

<実績目標>

- ・新医薬品・医療用具の優先審査を進めること

【評価指標：優先審査承認品目の割合】

- ・標準事務処理期間内に処理すること

【評価指標：申請件数と処理件数、標準事務処理期間】

- ・リスクの低いものについて基準を定めて自己認証制度等の対象とすること

【評価指標：J I S 認定工場数 / 医療用具製造業者数（平成 1 2 年未 2 1 2 / 2 7 0 9 ）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6 - **医薬品・医療用具の品質確保を徹底すること**

<実績目標>

- ・製造所、薬局等への立入検査を徹底すること

【評価指標：立入検査件数、指導等件数】

- ・不良品の回収を徹底すること

【評価指標：自主回収の件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6 - **安全性を確保するために、医薬品の情報を医療関係者等へ広く提供すること**

<実績目標>

- ・医薬品の安全性に関する情報を充実させること

【評価指標：医薬品情報提供ホームページへのアクセス数、医薬品の使用上の注意の改訂件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6 - **医薬分業を推進すること**

<実績目標>

・地域単位での医薬分業を推進すること

【評価指標：地域ごとの分業計画整備率、地域別分業率】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6 - 医薬品副作用被害救済制度の適正な管理を行うこと

<実績目標>

・適切な徴収、給付を推進すること

【評価指標：拠出金額と給付額】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 7 血液製剤の国内自給を推進するとともに、安全性の向上を図ること**

7 - 血液製剤の国内自給の推進を図ること

<実績目標>

・効果的な献血の普及を推進し、年次計画による原料血漿確保目標量を確保すること

【評価指標：原料血漿確保量、献血者数、献血量】

・輸血用血液製剤の国内自給を維持し、血漿分画製剤の国内自給を推進すること

【評価指標：輸血用血液製剤の国内自給率、血漿分画製剤の国内自給率】

・献血受入体制を整備すること

【評価指標：献血ルーム数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

7 - 血液製剤の使用適正化を推進すること

<実績目標>

- ・需給動向調査を実施すること

【評価指標：血液製剤使用量】

- ・使用指針等を策定すること

【評価指標：使用指針等策定の進捗状況】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

7 - 血液製剤の安全性の向上を図ること

<実績目標>

- ・各種抗体検査等を実施すること

【評価指標：検査項目数、検査実施率】

- ・複数回献血を推進すること

【評価指標：平均献血回数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					



**施策目標 8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時**

**等の供給体制についても準備を進めること**

8 - **希少疾病ワクチン・抗毒素の安定供給を図ること**

<実績目標>

- ・ 国家買上げ及び備蓄を実施すること

【評価指標：供給要請数と売払数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

8 - **インフルエンザワクチンの安定供給を図ること**

<実績目標>

- ・ 需給調査及び需要予測を行うこと

【評価指標：需要量と供給量】

- ・ 新型インフルエンザワクチン株（当面30株）の開発を行うこと

【評価指標：新型インフルエンザワクチン株（当面30株）の開発株数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 9 新医薬品・医療用具の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図る**

**こと**

9 - **医薬品・医療用具の製造業や販売業等の振興を図ること**

<実績目標>

- ・ 質の高い医薬品・医療用具等の安定供給等を確保する観点から、医薬品・医療用具に関する事業者の振興を図ること

【評価指標：市場規模、製造業数、販売業数等、新医薬品・医療用具の承認取得数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

9 - **医薬品・医療用具の流通改善を図ること**

<実績目標>

- ・取引慣行の改善による公正な競争を実現すること
- ・流通の効率化、合理化を促進すること

【評価指標：不公正な競争の事案数、平均の流通コスト等】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

9 - **バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療用具等の研究開発を推進すること**

<実績目標>

- ・画期的な医薬品、医療用具等の開発の促進による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること

【評価指標：新医薬品・医療用具の承認取得数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

9 - **患者数が少なく、研究開発が進みにくい稀少疾病用新薬や成人に比較して適用薬剤が少ない小児・未熟児に適した剤型等の研究開発を推進すること**

<実績目標>

- ・稀少疾病用医薬品を開発すること

【評価指標：稀少疾病用の医薬品関連の承認取得数】

- ・小児・未熟児用医薬品の承認取得を促進するとともに、新型剤型を開発すること

【評価指標：小児用・未熟児用医薬品の承認取得数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 1 0 患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること**

- └ 1 0 - 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること

<実績目標>

- ・多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場への参入促進を図ること

【評価指標：市場規模、業者数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 1 1 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること**

- └ 1 1 - 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

<実績目標>

- ・医療保険財政の安定を図ること

【評価指標：赤字保険者数、財政窮迫健保組合の指定件数、国保安定化計画の指定市町村数、制度別収支状況、(国民医療費のNI比、一人当たり保険料額、一人当たり給付費額)】

- ・保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとする

【評価指標：保険料の徴収額、徴収率】

・保険者、被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬等を適正に把握すること

【評価指標：資格関係事由によるレセプト返戻率】

・保険料の適切かつ効率的な納入を促進し、保険料等を滞納する事業主及び被保険者に対し、納付の督促等を確実に実施すること

【評価指標：保険料（税）収納率、滞納処分件数（滞納件数に占める割合）】

・レセプト点検や医療費通知等を通じて、医療費の給付を適正に行うこと

【評価指標：医療費通知実施保険者数、レセプト点検実施保険者数、第三者求償件数等】

・審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

【評価指標：電算処理されたレセプトの割合、査定率（査定後認容率）】

・保険医療機関等に対する適切な指導を行うこと

【評価指標：指導件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 施策目標 1.2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場

などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

1.2 - 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること

<実績目標>

・保健所、市町村保健センター等の整備を通じた地域保健活動の基盤を整備すること

【評価指標：保健所・市町村保健センター設置数】

・地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること

【評価指標：保健婦未設置又は1人設置の市町村数、保健所長充足率、保健所専門職人数】

・地域における健康危機管理体制の確保を図ること

【評価指標：地域保健関係研修受講者人数（保健婦中央研修、健康危機管理所長研修等）

「地域における健康危機管理のための手引書」作成保健所数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

12 - 生活習慣の改善等により健康寿命（痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間）の延伸等を図ること

<実績目標>

・2010年までに「健康日本21」に掲げた目標を達成すること

【評価指標：「健康日本21」に掲げた目標（9分野70項目）健康づくり支援者養成数、地方計画策定実績数】

評価予定					備考 ・H15、H16及びH18に実施するモニタリングは、地方計画策定実績数等について行う。
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-17	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

・「健康日本21」に掲げた目標（9分野70項目）については、H17を目処に中間評価を行う。

12 - 国民の心の健康の維持増進を図ること

<実績目標>

・2010年までに「健康日本21」に掲げた目標を達成すること

【評価指標：「健康日本21」に掲げた目標（2分野4項目）】

評価予定					備考 ・H15、H16及びH18に実施するモニタリングは、地方計画策定実績数等について行う。
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-17	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

・「健康日本21」に掲げた目標（9分野70項目）については、H17を目処に中間評価を行う。

12 - 医療保険者が行う健康管理事業を推進すること

<実績目標>

- ・医療保険者が保健福祉事業の一環として行う健康管理事業を効果的に推進すること

【評価指標：健康管理事業実施状況（健診実施件数、事後指導実施件数 等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

12 - 労働者の健康の確保を図ること(基本目標3 施策目標2を参照)

12 - 親子ともに健康な生活を確保すること(基本目標6 施策目標7を参照)

12 - 高齢者の健康づくりを推進すること(基本目標9 施策目標3を参照)

**施策目標13 健康危機管理を推進すること**

13 - 健康危機が発生した際に緊急対応するための体制を整備すること

<実績目標>

- ・危機管理に対応するための組織を整備すること

【評価指標：危機管理調整会議（幹事会）の開催回数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

13 - 健康危機が発生した際に迅速に対応すること

<実績目標>

- ・教育・訓練を充実すること

【評価指標：省内及び都道府県等を対象とする講習会の開催】

- ・マニュアル、設備を整備すること

【評価指標：地方厚生局等における健康危機管理マニュアルの策定】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 基本目標 2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

### 施策目標 1 食品の安全性を確保すること

- 1 - 食中毒等食品による衛生上の危害の発生を減らし、食品の安全性の確保を図ること
- <実績目標>
- ・食中毒発生を減少させること  
【評価指標：食中毒統計を基礎に施策に対応した健康危害発生数】
  - ・HACCPによる衛生管理を普及すること  
【評価指標：業種毎のHACCP承認取得率】
  - ・食品等の違反率を減少させること  
【評価指標：施策を講じた食品の不良率】
  - ・全頭検査などBSE対策を含め、とちく場における安全対策を図ること  
【評価指標：全頭検査の実施状況】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

- 1 - 国民の健康を守るため、輸入食品の安全性の確保を図ること
- <実績目標>
- ・輸入食品の違反を減少させること  
【評価指標：輸入食品等事前確認制度登録品目数を平成15年度までに200品目に増加させること】
  - ・輸入食品監視支援システム利用率を平成15年度までに90%にすること  
【評価指標：輸入食品監視支援システム利用率】
  - ・遺伝子組換え食品の安全性確保のため、平成15年度までに国際的基準を策定すること  
【評価指標：国際的基準策定の進捗状況】



評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	実績 14	実績 -15	-	-	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					・ H17 以降に実施する評価については、平成 16 年度までの評価の結果等を踏まえ、別途検討する。

1 - 食品添加物の規格基準の整備及び 1 日摂取量調査等の実施により、食品添加物の安全性の確保を図ること

< 実績目標 >

- ・ 食品添加物中既存添加物の規格数を平成 1 6 年度までに総数 1 0 0 まで増加させること

【評価指標：既存添加物の規格数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	モ二 14	モ二 15	実績 -16	-	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					・ 目標及び H18 以降の評価の予定については、H17 に行う実績評価の結果を踏まえた上で見直すものとする。
・ 食品添加物の規格については、食品添加物の公定書の改訂とともに 5 年に一度見直すことが通例であり、次期見直しは H 16 が目処となる。					

1 - 残留農薬の実態の把握及び残留農薬基準の整備により、食品の安全性の確保を図ること

< 実績目標 >

- ・ 残留基準設定農薬数を年間 10 農薬ずつ増やすこと

【評価指標；残留基準設定農薬数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1 - 保健機能食品制度の適切な運用を図ること

<実績目標>

- ・保健機能食品制度の適切な運用を図るため、制度の普及啓発に努めるとともに、必要に応じ、基準の見直しを行うこと

【評価指標：保健機能食品数、不適正事例数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 13-14	モ二 15	実績 15-16	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・保健機能食品については、隔年に見直すこととなっている。					

施策目標2 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

2 - 国民、特に青少年に対し、薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に防止すること

<実績目標>

- ・薬物乱用防止キャラバンカー、マス・メディア等を活用し、啓発を行うこと

【評価指標：薬物乱用経験者数・啓発資材の配布実績、薬物乱用防止キャラバンカーの稼働実績、学校における薬物乱用防止教育への協力実績】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - 国内及び水際において、薬物事犯に対する取締りを徹底すること

<実績目標>

- ・国内の関係機関と協力し、不正な麻薬、覚せい剤等を押収すること

【評価指標：薬物事犯の検挙件数、人数、押収量、薬物乱用経験者数】

- ・薬物密造国等の取締当局と情報を交換すること

【評価指標：薬物事犯の検挙件数、人数、押収量、薬物乱用経験者数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - **薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を支援し、再乱用を防止すること**

<実績目標>

- ・薬物依存・中毒者に対し相談・指導を行うこと

【評価指標：薬物事犯の再犯率】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - **脱法ドラッグの不正使用を防止すること**

<実績目標>

- ・インターネット監視等を徹底すること

【評価指標：警告件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標3 安全で質が高く災害に強い水道を整備すること**

3 - **安全で質が高い水道の確保を図ること**

<実績目標>

- ・高度浄水処理の導入等によって被害人口を減らすこと

【評価指標：高度浄水処理水の推計利用人口】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 12	実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	・評価指標の測定結果の把握が当該年度の翌々年度となる。 ・H14の実績評価については、上記理由からH12の実績について実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3 - 災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ること

<実績目標>

- ・水道事業の広域化を図ること

【評価指標：広域水道受水人口】

- ・災害対応力を強化すること

【評価指標：管種別布設延長割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 12	実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	・評価指標の測定結果の把握が当該年度の翌々年度となる。 ・H14の実績評価については、上記理由からH12の実績について実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3 - 未普及地域における水道水の整備を図ること

<実績目標>

- ・水道未普及地域を解消すること

【評価指標：水道未普及人口】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 12	実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	・評価指標の測定結果の把握が当該年度の翌々年度となる。 ・H14の実績評価については、上記理由からH12の実績について実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること**

4 - 毒物・劇物の適正な管理を推進すること

<実績目標>

・毒物・劇物営業者等に対する立入検査を実施すること

【評価指標：立入検査実施率】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4 - 化学物質の毒性について評価すること

<実績目標>

・新規化学物質の製造・輸入に際し、毒性の観点から審査すること

【評価指標：届出件数、審査件数】

・既存化学物質の国際安全性点検（4年で70個）を推進すること

【評価指標：国際安全性点検数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4 - 家庭用品の安全性を確保すること

<実績目標>

・家庭用品の安全確保マニュアルの策定を推進すること

【評価指標：マニュアル策定数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 5 生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること**

5 - **生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること**

<実績目標>

- ・生活衛生関係営業の経営の安定・強化・充実を図ること

【評価指標：売上高・営業利益率（業種・1施設当たり）、組合数、組合加入率、相談件数】

- ・営業における高齢社会への対応を図ること

【評価指標：シルバースター登録旅館数、福祉浴場実施数、訪問理美容事業者数】

- ・消費者・利用者の権利利益を擁護すること

【評価指標：標準営業約款登録施設数、約款業種数、国民生活センター等の苦情件数、行政処分（取消処分等）件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

5 - **建築物衛生の改善及び向上等を図ること**

<実績目標>

- ・建築物内における良好な空気環境を確保すること

【評価指標：浮遊じん量、一酸化炭素等に係る厚生労働省令基準への不適合率、指針値及び測定方法を策定した室内空気汚染物質の数】

- ・建築物内における良好な給水を確保すること

【評価指標：水質基準、残留塩素含有率等に係る厚生労働省令基準への不適合率】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 基本目標3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

### 施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること

#### 1 - 法定労働条件の確保・改善を図ること

<実績目標>

・労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため監督指導業務の適正な運営を図ること

【評価指標：定期監督等の実施状況（定期監督等の実施件数）、申告処理の状況（申告処理件数）、司法処理の状況（司法処理件数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

#### 1 - 労働時間対策の推進を図ること

<実績目標>

・労働時間短縮の促進を図ること

【評価指標：労働時間の状況（年間総実労働時間等）、助成金の支給状況（労働時間制度改善助成金等の支給件数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

#### 1 - 賃金対策の推進を図ること

<実績目標>

・未払賃金の立替払制度の適正な運営を図ること

【評価指標：立替払制度の運営状況（未払賃金の立替払い件数、支給労働者数、立替払額）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 施策目標 2 労働者の安全と健康の確保を図ること

### 2 - 事業場における安全衛生水準の一層の向上を図ること

<実績目標>

#### ・安全衛生に関する自主的な取組を推進すること

【評価指標：労働安全衛生マネジメントシステム普及促進事業の利用状況（講習会の実施回数、受講者数）】

#### ・小規模事業場に対する安全衛生水準向上の支援を図ること

【評価指標：小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の利用状況（登録団体数）、地域産業保健センターの利用状況（相談件数等）、産業医共同選任事業の利用状況（利用事業場数、研修実施回数、研修参加者数等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	総合	実績	実績	実績	
13	9-14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第9次労働災害防止計画がH15で終了					

### 2 - 産業安全対策の推進を図ること

<実績目標>

#### ・重点対象分野における労働災害防止を図ること

【評価指標：専門工事業者安全管理活動等促進事業の利用状況等（研修会開催回数、研修会受講者数等）、木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業の利用状況等（研修会開催回数、研修会受講者数等）、中小総合工事業者指導力向上事業の利用状況等（研修会開催回数、研修会受講者数等）、機械の包括的安全基準普及促進事業の利用状況等（研修会開催回数、研修会受講者数等）、交通労働災害防止対策推進事業の利用状況等（研修会開催回数、研修会受講者数等）】



評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	総合 9-14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					・ H15 の総合評価は、次期労働災害防止計画の策定の際に実施。
・ 第9次労働災害防止計画が H15 で終了					

## 2 - 労働衛生対策の推進を図ること

<実績目標>

### ・じん肺等職業性疾病及び化学物質に係る健康障害の予防を図ること

【評価指標：職業性疾病の予防推進状況（衛生管理特別指導件数等）、化学物質管理支援事業の利用状況（相談件数等）】

### ・心の健康づくりを含めた健康の確保及び産業保健に対する支援を図ること

【評価指標：中小規模事業場における心とからだの健康づくり（THP）の普及状況（指導の実施回数等）、メンタルヘルス指針の普及状況（研修会開催回数、研修参加者数等）、産業保健推進センターの利用状況（産業保健スタッフに対する研修の実施回数、事業者等からの相談件数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	総合 9-14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					・ H15 の総合評価は、次期労働災害防止計画の策定の際に実施。
・ 第9次労働災害防止計画が H15 で終了					

## 2 - 国際化に対応した安全衛生対策の推進を図ること

<実績目標>

### ・国際安全衛生センターを通じた労働安全衛生水準の向上を図ること

【評価指標：開発途上国研修協力事業実施状況（研修員の受入人数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、労働者の福祉の**

**増進を図ること**

- 3 - 労災保険給付の適正な処理を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること

<実績目標>

- ・療養（補償）給付等の適正な給付を図ること

【評価指標：療養（補償）給付等の支給状況（地域別・各給付別保険給付費（各都道府県毎、また給付毎の額を提示）、第三者求償件数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

- 3 - 被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること

<実績目標>

- ・義肢等補装具の適正な支給を行うこと

【評価指標：義肢等補装具の支給状況（義肢等補装具の支給件数）】

- ・アフターケアの適正な実施を図ること

【評価指標：アフターケアの実施状況（アフターケアの実施件数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

- 3 - 被災労働者及びその家族の援護を図ること

<実績目標>

- ・労災就学等援護費の適正な支給を図ること

【評価指標：労災就学等援護費の支給状況（支給実績）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

#### 施策目標 4 勤労者生活の充実を図ること

##### 4 - 勤労者の財産形成の促進を図ること

<実績目標>

##### ・勤労者財産形成制度の活用促進を図ること

【評価指標：勤労者財産形成促進制度の活用状況（財形貯蓄残高、財形融資残高）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

##### 4 - 中小企業における退職金制度の普及促進を図ること

<実績目標>

##### ・中小企業退職金共済制度の普及促進を図ること

【評価指標：中小企業退職金共済制度の普及状況（共済契約者数、被共済者数）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

##### 4 - 自由時間の充実等勤労者生活の充実を図ること

<実績目標>

##### ・勤労者のボランティア活動への参加等自由時間の充実を図ること

【評価指標：勤労者マルチライフ支援事業の実施状況（参加者数等）】

・中小企業勤労者の総合的な福祉の充実を図ること

【評価指標：中小企業勤労者の総合的な福祉の充実状況（中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数）】

・労働金庫の健全性確保のための施策を推進すること

【評価指標：全労働金庫に対する検査実施状況（検査実施率）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 5 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること（基本目標 6 施策目標 2を参照）**

**施策目標 6 安定した労使関係等の形成を促進すること**

6 - 円滑な政労使コミュニケーションの促進を図ること

<実績目標>

・産業労働懇話会等各種会議を開催すること

【評価指標：開催回数（実績）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6 - 集团的労使関係のルール確立及び普及を図ること

<実績目標>

・労働組合法及び労働関係調整法に関して、その適正な実施を図るため指導

・啓発を図ること

【評価指標：争議件数、争議による労働損失日数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6 - **集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること**

<実績目標>

・ **不当労働行為事件の迅速かつ適切な解決・処理を図ること**

【評価指標：不当労働行為事件の処理日数（手続段階別平均所要日数）、不当労働行為事件の係属・処理状況（前年繰越、新規申立て、事由別終結件数）】

・ **労使紛争の早期かつ適切な解決を図ること**

【評価指標：調整事件に係る平均処理日数、調整事件に係る解決率】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6 - **企業組織再編に伴う労働条件の変更等に係る労働者の保護を図ること**

<実績目標>

・ **会社分割における労働契約等の承継に関して、労働契約承継法や、その適切な実施を図るために必要な事項を定めた指針の着実な施行を図ること**

【評価指標：法令及び指針の施行状況】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 7 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること**

## └ 7 - 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること

<実績目標>

- ・個別労働関係紛争の迅速適正な解決を図ること

【評価指標：民事上の個別労働紛争相談件数、助言・指導申出受付件数、あっせん申請受理件数、処理期間、手続終了件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること**

## └ 8 - 労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収を図ること

<実績目標>

- ・労働保険の適用対象事業場を適正に把握し、適用を促進すること

【評価指標：労働保険の適用促進状況（新規適用事業場数、廃止適用事業場数、適用事業場数）】

- ・労働保険料の適正徴収の確保を図ること

【評価指標：労働保険料収納済歳入額】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	・評価指標の結果の把握が当該年度の翌々年度となる。
12	13	14	15	16	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					・H14の実績評価については上記の理由からH12の実績について実施する。

## 基本目標 4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる 労働市場において労働者の職業の安定を図ること

### 施策目標 1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

- 1 - 公共職業安定機関における需給調整機能を強化すること
- <実績目標>
- ・セーフティネットとして、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施すること  
【評価指標：紹介件数、就職件数】
  - ・求人情報、労働市場情報等の提供を図ること  
【評価指標：ハローワークインターネットサービスのアクセス件数】
  - ・求人年齢制限の緩和を図ること  
【評価指標：年齢階層別求人数】
  - ・適切な職業訓練受講指示を行うこと  
【評価指標：職業訓練受講指示件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

- 1 - 民間労働力需給調整システムを整備すること
- <実績目標>
- ・労働者派遣事業、民間職業紹介事業等の適正な運営の確保を図ること  
【評価指標：許可・届出事業所数、指導監督件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
総合 -14	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業安定法等の一部を改正する法律（平成11年法律第85号）附則第9条の規定（H14目処見直し）</li> <li>・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成11年法律第84号）附則第9条の規定（H14目処見直し）</li> </ul>					

1- 官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること

<実績目標>

- ・しごと情報ネットにより求人情報へのアクセスの円滑化を図ること

【評価指標：しごと情報ネット参加機関数、アクセス件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること**

2 - 中小企業、新規・成長分野企業等における雇用機会を創出するとともに労働力の確保を図ること

<実績目標>

- ・中小企業労働力確保法に基づく各種助成措置の積極的な活用により、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図ること

【評価指標：中小企業雇用創出人材確保助成金等の支給決定人数（件数）、支給決定金額】

- ・新規・成長分野雇用創出特別奨励金の積極的な活用により、新規・成長分野企業等における雇用機会の創出を図ること

【評価指標：新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給決定人数、支給決定金額】

- ・介護労働者法に基づく助成措置等により、雇用管理の改善等を図ること



【評価指標：介護雇用関係助成金の支給決定人数、支給決定金額】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - **地域の実情に即した雇用機会の創出等を図ること**

<実績目標>

- ・雇用機会が不足している地域の雇用開発を促進すること

【評価指標：地域雇用開発促進助成金の支給決定人数、支給決定金額】

- ・能力のミスマッチが発生している地域の雇用開発を促進すること

【評価指標：地域人材高度化能力開発助成金の支給件数、支給決定金額】

- ・地域求職者に関する情報が適切に提供されていない地域の雇用開発を促進すること

【評価指標：地域求職活動援助事業に係る企業合同説明会等の実施回数及び参加者数等】

- ・高度技能労働者を活用する事業所が集積している地域の雇用開発を促進すること

【評価指標：地域雇用開発促進助成金の支給決定人数、支給決定金額及び地域人材高度化能力開発助成金の支給決定人数、支給決定金額】

- ・緊急地域雇用創出特別交付金を活用して、各地域のニーズを踏まえた事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図ること

【評価指標：緊急地域雇用創出特別交付金の事業費（支出額）及び新規雇用・就業者数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - **事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安定を図ること**

<実績目標>

- ・失業者の発生を予防すること

【評価指標：雇用調整助成金の対象者数、支給決定金額】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 -

### 円滑な労働移動を促進すること

#### 労働移動を余儀なくされた労働者の円滑な労働移動を促進すること

<実績目標>

・在職中からの計画的な再就職を行うことにより、できるかぎり失業を経ない労働移動の促進を図ること

【評価指標：再就職援助計画作成状況】

・労働移動支援助成金の積極的な活用により、計画的な労働移動の促進を図ること

【評価指標：労働移動支援助成金の支給決定人数（件数）、支給決定金額】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

#### 労働者が自発的に労働移動を行う際に環境を整備すること

<実績目標>

・求人情報、労働市場情報等の提供を図ること

【評価指標：ハローワークインターネットサービスへのアクセス件数】

・しごと情報ネットにより求人情報へのアクセスの円滑化を図ること

【評価指標：しごと情報ネット参加機関数、アクセス件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 2 - 産業の特性に応じた雇用の安定を図ること

<実績目標>

・建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、その雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図ること

【評価指標：雇用管理研修等受講者数、建設雇用改善助成金の支給決定件数、支給決定金額】

・港湾労働者の雇用の改善等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の福祉の増進を図ること

【評価指標：雇用管理研修及び派遣元責任者研修の受講者数、常用港湾労働者の就労割合】

・林業事業者の事業主等に雇用管理改善の必要性と知識を普及することにより、雇用管理改善を推進し、林業労働者の労働力確保を図ること

【評価指標：雇用管理改善セミナー等の開催状況、林業労働者の充足率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	総合 -14	実績 15	実績 13-16	実績 17	<p>・H15 の総合評価は、港湾労働者対策を中心に実施する。</p> <p>・H17 の実績評価は、建設労働者対策を中心に実施する。</p>
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<p>・港湾労働法の一部を改正する法律（平成12年法律第72号）附則第4条の規定（H15 目処見直し）</p> <p>・第6次建設雇用改善計画がH17で終了</p>					

## 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

### 3 - 高齢者の雇用就業を促進すること

<実績目標>

・事業者に対する指導・援助を推進することにより、65歳までの雇用の確保を促進すること

【評価指標：指導・援助の実施件数、継続雇用定着促進助成金の支給決定件数、支給決定金額、継続雇用制度導入企業数】

・中高年齢者の再就職の促進を図ること

【評価指標：再就職援助計画作成状況】

・高年齢者の意欲・能力に応じた多様な社会参加の促進を図ること

【評価指標：シルバー人材センター会員の就業延人員、高年齢職業経験活用センターによる派遣延人数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 12-15	実績 16	実績 17	・H16の実績評価は、次期高年齢者等職業安定対策基本方針の策定の際に実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・高年齢者等職業安定対策基本方針がH16で終了					

3 - 障害者の雇用を促進すること

<実績目標>

・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進を図ること

【評価指標：新規求職申込件数、有効求職者数、就職件数】

・障害者雇用率制度の厳正な運用を通じて障害者の雇い入れの促進等を図ること

【評価指標：法定雇用率未達成企業割合、雇い入れ計画作成命令件数、適正実施勧告件数、就職件数】

・障害者雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図ること

【評価指標：調整金、報奨金支給決定件数、支給決定金額、障害者雇用機会創出事業における奨励金等の支給決定件数、支給決定金額】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 -13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	・H14の実績評価は、次期障害者雇用対策基本方針の策定の際に実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・障害者雇用対策基本方針がH14で終了					

3 - 若年者の雇用を促進すること

<実績目標>

・新卒者に対する就職支援を実施し、その円滑な就職を図ること

【評価指標：学生職業センター利用者数、高校新卒者就職率】

・若年者の職業意識啓発を図ること

【評価指標：職業意識啓発関係事業実施対象人員数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3 - 外国人労働者の就労環境の整備を図ること

<実績目標>

・外国人求職者等に対し、職業相談・職業紹介等を適切に実施すること

【評価指標：外国人求職者等に対する対応状況（通訳配置日数、相談件数等）】

・事業主への啓発指導、雇用管理援助等を推進し、雇用管理の改善を図ること

【評価指標：事業主等に対する周知、啓発、指導状況（講演会等開催状況、アドバイザーによる相談件数等）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3 - 就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること

<実績目標>

・就職困難者等の円滑な就職等を図ること

【評価指標：特定求職者雇用開発助成金支給決定件数、支給決定金額】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 4 求職活動中の生活の保障等を行うこと**

4 - 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

<実績目標>

・セーフティネットとして財政が安定していること

【評価指標：収支バランス（保険料収入額（失業等給付、三事業）、失業等給付額、積立金残高、三事業の支出額、雇用安定資金残高）】

・給付を適正に行うこと

【評価指標：適用状況（適用事業所数、新規適用事業所数、廃止事業所数、被保険者数）、失業等給付（基本手当（受給者実人員、給付額）、再就職手当（受給者数、給付額）、教育訓練給付（受給者数、給付額）、雇用継続給付（受給者数、給付額）】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 基本目標 5 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること

### 施策目標 1 雇用の安定・拡大を図るための職業能力開発の枠組みを構築すること

#### 1 - キャリア形成支援システムを整備すること

<実績目標>

・キャリア形成支援コーナーを拠点として、労働者、事業主に対するキャリア形成に係る相談援助・情報提供を行うこと等により、労働者個人ごとのキャリア形成を促進すること

【評価指標：キャリア形成支援コーナー等における相談援助、情報提供件数・職業能力開発推進者講習の受講者数、自己啓発推進セミナー等参加人数】

・キャリア形成促進助成金を通して、労働者の自発的な能力開発を推進することにより、労働者個々人のキャリア形成を促進すること

【評価指標：キャリア形成促進助成金支給件数、キャリア形成促進助成金支給金額】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	・キャリア形成促進助成金（H14 から支給開始）に関する実績目標については、H15 から評価を実施する。 ・H15 の実績評価は、キャリア形成促進助成金関連を中心に実施する。 ・H17 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

#### 1 - 職業能力開発に関する情報の収集、整理及び提供の体制を充実強化すること

<実績目標>

・キャリア形成を支援する職業総合情報拠点として「私のしごと館」を平成14年度末に開設すること

【評価指標：「私のしごと館」の開設への準備状況】

・キャリア形成支援コーナーを拠点として、労働者、事業主に対するキャリア形成に係る情報の収集、整理及び提供を行うこと

【評価指標：キャリア形成支援コーナー等における情報提供件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H15の実績評価は、「私のしごと館」関連を中心に実施する。</li> <li>・H17の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。</li> </ul>
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了					

## 1 - 職業能力評価システムを整備すること

<実績目標>

### ・民間における職業能力評価制度の構築を図ること

【評価指標：職業能力評価制度の構築に関する援助等の状況（相談、指導件数）、キャリアシートの開発に関する調査研究成果の状況】

### ・国による職業能力評価を受ける機会の確保を図ること

【評価指標：技能検定実施状況（受検者数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H15の実績評価は、職業能力評価制度の構築関連を中心に実施する。</li> <li>・H17の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。</li> </ul>
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了					

## 1 - 職業能力開発に必要な多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること

<実績目標>

### ・教育訓練給付制度について、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものについて、適切な講座指定等を行うこと

【評価指標：教育訓練給付制度の指定講座数、教育訓練給付制度の受給者数、教育訓練給付対象講座検索システムへのアクセス件数】

### ・産学官の連携の下で、職業訓練に係る地域ニーズを把握し、これに応じた多様な訓練機会の確保を図ること（平成13年度計画人員 89万人）

【評価指標：コース別受講者数（に係る計画達成率）、新たな訓練コース開発数】

### ・認定職業訓練を通して、事業内に合理的な訓練方法を導入し、必要な技能労働者を育成・確保するとともに、多様な職業訓練の機会を確保すること

【評価指標：認定職業訓練施設数、認定職業訓練受講者数】

### ・生涯能力開発給付金を通して、事業主等の行う職業訓練等を推進することにより、労働者の職業能力開発を推進すること

【評価指標：生涯能力開発給付金の支給件数、生涯能力開発給付金の支給事業所数、生



涯能力開発給付金の支給金額】

・認定職業訓練派遣等給付金を通して、事業主がその雇用する労働者に対し、認定職業訓練施設に派遣して職業訓練を受けさせることにより職業能力開発を推進すること

【評価指標：認定訓練派遣等給付金支給件数、認定訓練派遣等給付金支給金額】

・中小企業人材育成事業助成金を通して、中小企業における事業の高度化に対応した人材を育成すること

【評価指標：中小企業人材育成事業実施数】

・全国団体等認定職業訓練特別助成金を通して、広域的に認定職業訓練を実施する中小事業主団体に対して助成し、大規模な共同訓練体制の整備を推進するとともに、認定職業訓練を推進すること

【評価指標：広域的に認定職業訓練を実施している中小企業団体数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	<p>・生涯能力開発給付金(H13で終了し、H14からキャリア形成促進助成金に統合。)に関する実績目標については、H15から施策目標1-のキャリア形成促進助成金に関する実績目標に含め実施する。</p> <p>・認定職業訓練派遣等給付金(H13で終了し、H14からキャリア形成促進助成金に統合)に関する実績目標については、H15から施策目標1-のキャリア形成促進助成金に関する実績目標に含めて実施する。</p> <p>・H17の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。</p>
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<p>・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了</p>					

## 施策目標2 労働力需給の動向に対応した職業能力開発を展開すること

2 - IT分野における職業能力開発を推進すること

<実績目標>

・IT公共職業訓練の実施、能力水準に応じたITに係る職業能力習得の支援、先導的な教育訓練コース・システムの開発など、IT化に対応した

**総合的な職業能力開発施策の推進を図ること（平成13年度計画人員 公共訓練75万人、学習支援67万人 計約140万人）**

【評価指標：IT訓練受講者数（に係る計画達成率）、学習支援事業利用者数（に係る計画達成率）、先導的訓練コース開発数】

**・情報関連人材育成事業推進助成金等を通して、情報処理に関する専門的な知識及び技能に係る職業能力開発を推進すること**

【評価指標：情報関連人材育成事業推進助成金支給件数、支給金額、情報関連人材育成事業派遣奨励金支給件数、支給金額】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モ二	モ二	総合	実績	・H17の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
13	14	15	13-17	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了					

**2 - 介護分野、環境分野その他の新規・成長分野における職業能力開発を推進すること**

<実績目標>

**・新規・成長15分野を中心に実践的な職業訓練コースの設定、実施を図ること**

【評価指標：該当分野の職業訓練受講者数、該当分野コース設定数】

**・中小企業発展基盤人材育成助成金を通して、中小企業における新たな事業の発展等の基盤となる人材の育成を支援すること**

【評価指標：中小企業発展基盤人材育成助成金支給件数、中小企業発展基盤人材育成助成金支給事業所数】

**・介護労働安定センターにおけるホームヘルパーの養成等を通じて、必要な人材の育成を図ること（平成13年度計画人員 34,990人）**

【評価指標：受講者数（に係る計画達成率）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モ二	モ二	総合	実績	・中小企業発展基盤人材育成助成金（H13で終了）に関する実績目標はH15に削除する。
13	14	15	13-17	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了					・H17の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。

2 - ホワイトカラーの職業能力開発を促進すること

<実績目標>

・生涯職業能力開発促進センターにおいてホワイトカラーに係る先端的な職業訓練コースの開発・展開を図ること

【評価指標：生涯職業能力開発促進センターにおける新たな訓練コースの開発・展開数】

・職業能力習得制度（ビジネス・キャリア制度）を通して、ホワイトカラーの専門的知識の段階的、体系的な知識の習得を推進すること

【評価指標：職業能力習得制度認定講座受講者数、職業能力習得制度修了認定試験合格者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	・H17 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

施策目標3 労働者の就業状況等に対応した多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図

ること

3 - 離転職者の再就職を促進するための職業能力開発を推進すること

<実績目標>

・公共職業能力開発施設内訓練に加え、民間の教育訓練機関を活用し、再就職に資する効果的な職業訓練機会を提供すること（平成13年度計画人員 約46万人）

【評価指標：受講者数（に係る計画達成率）、就職率】

・事業主団体等への委託訓練の活用を通じた現場実習により、中高年齢者等の対象者に必要な職業能力を付与し、職業の転換等による再就職を支援すること

【評価指標：職業訓練の受講者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	・H17 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

3 - 若年者の職業能力開発を推進すること

<実績目標>

・職業能力開発大学校等の有する訓練ノウハウを活用し、時代のニーズにあった高度で専門的な訓練を実施し、就職を促進すること

【評価指標：受講者数（に係る計画達成率） 就職率】

・大学等を卒業した未就職者に対し、早期の就職を図るために必要な職業訓練を実施すること

【評価指標：受講者数（に係る計画達成率） 就職率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モ二	モ二	総合	実績	・H17 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
13	14	15	13-17	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

3 - 中高年齢者の職業能力開発を推進すること

<実績目標>

・高年齢者就業機会開発人材育成事業を実施し、中高年齢者の創業等による就業機会の拡大を図ること

【評価指標：セミナー参加者数（に係る計画達成率）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モ二	モ二	総合	実績	・H17 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
13	14	15	13-17	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

3 - 就業形態の多様化に対応した職業能力開発を推進すること

<実績目標>

・パートタイム等の短時間訓練を都市部を中心に実施すること

【評価指標：受講者数（に係る計画達成率）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					・ H17 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
・ 第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

### 3 - 障害者等特別な配慮を必要とする人たちへの対応を推進すること

<実績目標>

- ・ 一般の職業能力開発施設への障害者の受入れの促進を図ること

【評価指標：障害者の受入れ数】

- ・ 障害の特性や程度に配慮した障害者職業能力開発校における職業訓練の推進を図ること

【評価指標：障害者職業能力開発校における職業訓練の受講者数】

- ・ 同和関係住民、北海道アイヌ地区住民等の職業訓練の受講促進を図ること

【評価指標：職業訓練の受講者数】

- ・ 炭鉱離職者に対し、委託訓練等を通じた職業訓練の実施等、積極的な支援措置等を推進し円滑な再就職の促進、在職者訓練等円滑な労働力移動を図ること

【評価指標：職業訓練の受講者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					・ H17 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
・ 第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

### 3 - 勤労青少年が有為な社会人、職業人として成長しその責任を果たすように支援すること

<実績目標>

- ・ 勤労青少年福祉対策として勤労青少年指導者等の育成・能力の向上のための施策を推進すること

【評価指標：勤労青少年ホーム指導員講習会修了者数、勤労青少年ホーム館長、指導員相談事例研修会参加者数、勤労青少年指導者実務能力向上研修修了者数】

- ・ ワーキング・ホリデー制度利用者に対する支援を行うこと

【評価指標：ワーキング・ホリデー協会利用者による評価（アンケート調査等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	・H17の総合評価は、次期勤労青少年福祉対策基本方針の策定の際に実施する。
実績 13	モ二 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次勤労青少年福祉対策基本方針がH17で終了					

#### 施策目標4 技能の振興及びものづくり労働者の職業能力開発を推進すること

##### 4 - ものづくり振興に係る環境を整備すること

<実績目標>

・表彰の実施や技能競技大会等を開催することにより技能尊重気運の醸成を図ること

【評価指標：卓越技能者表彰の推薦者数と被表彰者数、技能五輪全国大会の参加者数、観客数、技能グランプリの参加者数、観客数】

・技能者による児童・生徒等に対するものづくり教育・学習の普及を図ること

【評価指標：技能者の活用人日】

・技能者の養成、技能の習得・継承に関して円滑な推進を図り、教育訓練機関、事業主に提供可能な情報等を集積するための調査・分析等を行うこと

【評価指標：調査研究を通じて得られた提供可能な情報の件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	・技能者による児童・生徒等に対するものづくり教育・学習に関する実績目標は、H15から施策目標4 - に整理して実施する。 ・H17の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
実績 13	モ二 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了					

##### 4 - 高度熟練技能の維持・継承を図ること

<実績目標>

・高度熟練技能者の活用・促進を図ること

【評価指標：高度熟練技能者選定数、高度熟練技能者活用促進事業についてのホームペ

ージアアクセス件数、高度熟練技能者活用件数】

・地域人材育成総合プロジェクト事業を通じて、企業活動を支える高度な知識、技術、技能等を有する技能労働者の育成を推進すること

【評価指標：指定地域における事業実績】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	・H17の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了					

### 施策目標5 国際化に対応した職業能力開発を推進すること

#### 5 - 海外進出企業等の日本人労働者の職業能力開発を図ること

<実績目標>

・海外職業訓練に係る職業能力開発を促進すること

【評価指標：民間企業の行う海外職業訓練に対する援助事業の実施状況(研修修了者数、関係者からの評価等)】

・先進国の職業訓練関係者との交流を促進し、企業における職業能力開発の向上に寄与すること

【評価指標：職業訓練関係者との交流事業の実施状況(参加者数、関係者からの評価等)】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	総合 13-17	実績 17	・H17の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了					

## 基本目標 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

### 施策目標 1 職場における男女の均等な取扱いを確保すること

#### 1 - 男女の差別的取扱いを禁止すること

<実績目標>

- ・男女雇用機会均等法の遵守を図ること

【評価指標：雇用均等室における是正指導、個別紛争解決の援助の実施件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

#### 1 - 実質的な男女均等取扱いを確保すること

<実績目標>

- ・企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進すること

【評価指標：企業におけるポジティブ・アクションに取り組む企業割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	実績 15	モ二 16	実績 17	ポジティブ・アクションに取り組む企業割合の把握については、平成15、17年に女性労働者の雇用管理の実態等の把握を目的に行う予定の女性雇用管理基本調査の結果を使用する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

#### 1 - 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止すること

<実績目標>

- ・男女雇用機会均等法の遵守を図ること

【評価指標：雇用均等室における是正指導の実施件数】



評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 施策目標 2 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

### 2 - パートタイム労働を魅力ある就業形態とすること

<実績目標>

- ・パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた事業主の取組を促進すること

【評価指標：短時間雇用管理者の選任数、パートタイム労働法の周知のための説明会等開催件数及び参加者数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
-13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

### 2 - 在宅ワークを魅力ある就業形態とすること

<実績目標>

- ・在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインの周知・啓発を図ること

【評価指標：在宅ワークハンドブック及び自主点検票の配布数、在宅ワーカー等からの相談件数、各種セミナーの受講者数】

- ・在宅ワーカーの自己診断システムや自己PR様式等の在宅ワーカー情報の提供によるトラブルの未然防止を図ること

【評価指標：自己診断システムの利用者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					在宅ワーカー自己診断システムの本格稼働は平成14年度から

**施策目標3 働きながら子どもを産み育てることを容易にする雇用環境を整備すること**

と

3 - 育児・介護休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境を整備すること

<実績目標>

- ・ 育児・介護休業を取りたい人が全て休業を取得できるようにすること（取得率を上げること）

【評価指標：男女の育児休業取得率】

- ・ 育児・介護休業制度を定着させること

【評価指標：育児・介護休業制度を規定している事業所の割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モ二 15	実績 16	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					平成14、16年に実施する女性雇用管理基本調査の結果を使用する。

3 - 育児・介護をしながら働き続けやすい環境を整備すること

<実績目標>

- ・ ファミリー・サポート・センターの設置を拡大させること

【評価指標：ファミリー・サポート・センターの設置ヶ所数】

- ・ 勤務時間短縮等の措置を普及させること

【評価指標：勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合】

- ・ 子供の看護休暇制度を普及させること

【評価指標：看護休暇制度を規定している事務所の割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モ二 15	実績 12-16	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画 新エンゼルプラン（ファミリー・サポート ・センター）（平成16年度終了）					平成14、16年に実施する女性雇用管理基本調査の結果を使用する。（勤務時間短縮等、子供の介護休暇制度）

### 3 - 職場優先の企業風土を是正すること

<実績目標>

- ・仕事と家庭の両立に関する意識啓発を図ること

【評価指標：】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 施策目標4 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供すること

### 4 - 必要な人が利用できる保育サービスを確保すること

<実績目標>

- ・低年齢児受入枠を平成16年度までに68万人に拡大すること

【評価指標：低年齢児受入枠（平成12年度 59.3万人）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	実績 12-16	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画 新エンゼルプラン（平成16年度終了）					

### 4 - 多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

<実績目標>

- ・延長保育実施ヶ所を平成16年度までに10,000ヶ所にすること

【評価指標：延長保育実施ヶ所（平成12年度 8,052ヶ所）】

- ・休日保育実施ヶ所を平成16年度までに300ヶ所にする事  
【評価指標：休日保育実施ヶ所（平成12年度 152ヶ所）】
- ・乳幼児健康支援一時預かりを行う市町村を平成16年度までに500市町村にする事  
【評価指標：乳幼児健康支援一時預かりを行う市町村（平成12年度 132ヶ所）】
- ・一時保育実施ヶ所を平成16年度までに3,000ヶ所にする事  
【評価指標：一時保育実施ヶ所（平成12年度 1,700ヶ所）】
- ・地域子育て支援センターを平成16年度までに3,000ヶ所にする事  
【評価指標：地域子育て支援センター（平成12年度 1,376ヶ所）】
- ・多機能保育所を平成16年度までに2,000ヶ所整備する事  
【評価指標：多機能保育所（平成12年度 333ヶ所）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モ二	モ二	実績	モ二	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
新エンゼルプラン（平成16年度終了）					

## 施策目標5 子どもが健全に育成される社会を実現すること

- 5 - 放課後児童を健全に育成すること  
  - <実績目標>
  - ・放課後児童クラブを平成16年度までに11,500ヶ所にする事  
【評価指標：放課後児童クラブ（平成12年度 9,500ヶ所（予算ベース））】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モ二	モ二	実績	モ二	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
新エンゼルプラン（平成16年度終了）					

- 5 - 子育て家庭を経済的に支援すること  
  - <実績目標>
  - ・児童手当制度の適正な運営を図ること  
【評価指標：児童手当支給件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 施策目標 6 児童虐待や配偶者による暴力を防止すること

### 6 - 児童虐待や配偶者による暴力を早期に発見し早期に対応すること

<実績目標>

#### ・虐待等の早期発見・早期対応のための体制を整備すること

【評価指標：児童相談所の虐待に関する相談処理件数、婦人相談所の配偶者による暴力に関する相談処理件数、立入り調査実施件数、一時保護件数、児童家庭支援センター設置数、児童虐待防止市町村ネットワーク設置数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	総合	総合	総合	総合	
13	-14	-15	-16	-17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）附則第2条の規定により平成15年を目途に検討を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）附則第3条の規定により平成17年を目途に検討が加えられることとなっている。

### 6 - 児童虐待や配偶者による暴力を受けた場合に適切に保護すること

<実績目標>

#### ・被害者の受入れ体制を整備すること

【評価指標：被虐待児個別対応職員を配置する児童養護施設数、心理療法担当職員を配置する児童養護施設・母子生活支援施設数、情緒障害児短期治療施設の施設数、DVセンター設置数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	総合 -14	総合 -15	総合 -16	総合 -17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）附則第2条の規定により平成15年を目途に検討を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）附則第3条の規定により平成17年を目途に検討が加えられることとなっている。					

### 施策目標7 親子ともに健康な生活を確保すること

#### 7- 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進を図ること

<実績目標>

- ・10代の人工妊娠中絶実施率を減少させること

【評価指標：10代の人工妊娠中絶実施率（平成11年（人口千人対）10.6）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	実績 12-16	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
「健やか親子21」において平成17年度に見直しを行う。					

#### 7- 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援を図ること

<実績目標>

- ・妊産婦死亡率を平成22年度までに半減させること

【評価指標：妊産婦死亡率（平成11年（出生10万人対）6.1）】

- ・周産期医療ネットワークを平成16年度までに47都道府県に設置すること

【評価指標：周産期医療ネットワーク（平成12年 14都府県）】

- ・不妊専門相談センターを平成16年度までに47都道府県に設置すること

【評価指標：不妊専門相談センター（平成12年 18都道府県）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	実績 12-16	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健やか親子21」において平成17年度に見直しを行う。(人工妊娠中絶実施率)</li> <li>・新エンゼルプラン(周産期医療ネットワーク、不妊専門相談センター)(平成16年度終了)</li> </ul>					

7 - **小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備を図ること**

<実績目標>

- ・乳児死亡率の世界最高水準を維持すること

【評価指標：乳児死亡率(平成12年(出生千人対)3.2)】

- ・幼児(1~4歳)死亡率を平成22年度までに半減させること

【評価指標：幼児(1~4歳)死亡率(平成11年(人口10万人対)33.0)】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	実績 12-16	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
「健やか親子21」において平成17年度に見直しを行う。					

7 - **子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図ること**

<実績目標>

- ・子育てに自信が持てない親の割合を減少させること

【評価指標：子育てに自信が持てない親の割合(平成12年度幼児健康度調査 27.4%(社団法人日本小児保健協会))】

- ・育児に参加する父親の割合を増加させること

【評価指標：育児に参加する父親の割合(平成12年度幼児健康度調査 37.4%(社団法人日本小児保健協会))】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	モ二 14	モ二 15	実績 12-16	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
「健やか親子21」において平成17年度に見直しを行う					

#### 施策目標8 母子家庭や寡婦の生活の安定を図ること

- 8 - 母子家庭の生活の安定を図ること  
 <実績目標>  
 ・ 児童扶養手当制度の適正な運営を図ること  
 【評価指標：児童扶養手当支給件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

- 8 - 母子及び寡婦の自立の促進を図ること  
 <実績目標>  
 ・ 母子寡婦貸付金制度の適正な運営を図ること  
 【評価指標：母子寡婦貸付金貸付件数、技能講習会実施件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					



## 基本目標 7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

### 施策目標 1 生活困窮者等に対し必要な保護を行うこと

- 1 - 生活困窮者に対し必要な保護を行うこと  
 <実績目標>  
 ・生活困窮者に対し必要な保護を行うこと  
 【評価指標：被保護者数、給付額、不正受給件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

- 1 - 災害に際し応急的に必要な救助を行うこと  
 <実績目標>  
 ・迅速に、応急救助を実施すること  
 【評価指標：被害発生から避難所設置までの時間】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

### 施策目標 2 地域福祉の増進を図ること

- 2 - ボランティア活動等住民参加による地域福祉活動を促進し、地域福祉を推進すること  
 <実績目標>  
 ・地域福祉活動に参加する住民を着実に増やすこと  
 【評価指標：ボランティアセンターにおいて把握しているボランティア数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - ホームレスの自立を促進すること

<実績目標>

- ・ホームレス自立支援センター等を整備すること

【評価指標：ホームレス自立支援センター及びシェルターにおける収容可能人員(定員)】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標3 社会福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること**

3 - 社会福祉事業に従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること

<実績目標>

- ・社会福祉士及び介護福祉士の着実な養成を図ること

【評価指標：社会福祉士登録者数、介護福祉士登録者数、社会福祉施設に従事する介護職員に占める介護福祉士の割合】

- ・社会福祉事業従事者に対する福利厚生事業を福利厚生センターにおいて実施すること

【評価指標：福利厚生センター加入者数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3 - 利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること

<実績目標>

- ・福祉サービスに関する苦情解決等を行う「運営適正化委員会」の運営を支援すること

【評価指標：苦情受付件数に占める解決件数の割合】

- ・福祉サービスの第三者評価の普及を図ること

【評価指標：第三者評価の受審件数（第三者評価の定着後に調査を実施）】

- ・社会福祉事業の適正な運営と安定した経営を図ること

【評価指標：社会福祉法人の増加数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標 4 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること**

4 - 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

<実績目標>

- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと

【評価指標：援護年金の額、援護年金受給者数、戦傷病者手帳の交付人数、特別弔慰金及び各種特別給付金の請求期間満了から1年以内に処理した割合】

- ・戦没者遺族の援護施策の一環として、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えること

【評価指標：昭和館の年間入場者数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4 - 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰謝すること

<実績目標>

・戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと。旧ソ連抑留中死亡者について、平成14年度中に収集可能な埋葬地での遺骨収集を概ね終了すること。

【評価指標：旧ソ連抑留中死亡者に係る遺骨収集の進捗度合い、遺骨収集が概了した地域で確実な遺骨情報がある場合の遺骨収集の実施までの期間】

・旧主要戦域において、慰霊巡拝、墓参、慰霊碑の建立等を適切に行うこと

【評価指標：慰霊巡拝の実施数、慰霊友好親善事業の実施数、小規模慰霊碑建立数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	モ二	モ二	モ二	・H20 に実績評価を行う予定
13	-14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
当該施策については、5年程度に一度見直し(評価)を実施することとしている。					

4 - 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

<実績目標>

・中国残留邦人等の円滑な帰国を促進すること

【評価指標：中国残留邦人等帰国者数】

・永住帰国者の自立を支援すること

【評価指標：自立指導員派遣回数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4 - 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること

<実績目標>

・旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること

【評価指標：平成13年度末までにロシア政府の保有する抑留者名簿を受け取り、データベース化する。平成20年度末までに重要又は使用頻度の高い人事記録をデータベース化する。】

・恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと

【評価指標：恩給請求書について、3ヶ月以内に進達した割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	・H21 に人事資料に係るデータベース化に関する実績評価を実施する予定
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 基本目標 8 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

### 施策目標 1 障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること

#### 1 - 障害者の住まいや活動の場を整備すること

<実績目標>

・平成14年度末までにグループホーム及び福祉ホームを約2万人分整備すること

【評価指標：グループホーム及び福祉ホームの整備量】

・平成14年度末までに授産施設及び福祉工場を約6.8万人分整備すること

【評価指標：授産施設及び福祉工場の整備量】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 -14	-	-	-	・H16以降の評価予定は、別途検討する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・障害者プランがH14で終了					

#### 1 - 障害者の雇用を促進すること（基本目標4 施策目標3 - を参照）

### 施策目標 2 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること

#### 2 - 地域における療育システムや社会復帰支援、相談支援体制を整備すること

<実績目標>

・平成14年度末までに市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援センターを人口30万人当たり概ね各2ヶ所ずつ整備すること

【評価指標：市町村障害者生活支援事業の実施箇所数、障害児（者）地域療育等支援事業の実施箇所数、精神障害者地域生活支援センターの設置箇所数】

・平成14年度末までに重症心身障害児（者）等の通園事業を約1,300ヶ所整備すること

【評価指標：通園事業の実施箇所数】

・平成14年度末までに精神障害者生活訓練施設を約6千人分、精神障害者社会適応訓練事業を約5千人分整備すること

【評価指標：精神障害者生活訓練施設の整備量、精神障害者社会適応訓練事業の実施量】

・精神障害者の長期入院を是正すること

【評価指標：平均在院日数、10年以上長期入院患者率】

・平成14年度末までに精神科デイ・ケア施設を約1,000ヶ所整備する

## こと

【評価指標：精神科デイ・ケア施設の整備箇所数】

### ・精神保健福祉士の着実な養成を図ること

【評価指標：精神保健福祉士登録者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 -14 総合 -15	モ二 15	総合 -17	モ二 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H15の実績評価は、障害者プラン関係施策を中心に実施（これらに関するH16以降の評価予定は、別途検討する）。</li> <li>・H15の総合評価は、精神保健福祉士の養成に関して実施。</li> <li>・H17の総合評価は、精神障害者の長期入院の是正に関して実施。</li> </ul>
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者プランがH14で終了</li> <li>・精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）附則第4条の規定（H15目処に見直し）</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第65号）附則第6条の規定（H17目処に見直し）</li> </ul>					

## 2 - 施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること

<実績目標>

・平成14年度末までにホームヘルパーを4.5万人、デイサービスセンターを約1,000ヶ所、ショートステイを約4.5千人分整備すること

【評価指標：ホームヘルパーの確保人数、デイサービスセンターの設置箇所数、ショートステイの整備量】

・平成14年度末までに身体障害者療護施設を約2.5万人分、知的障害者更生施設を約9.5万人分整備すること

【評価指標：身体障害者療護施設の整備量、知的障害者更生施設の整備量】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 -14	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H16以降の評価予定は、別途検討する。</li> </ul>
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者プランがH14で終了</li> </ul>					

**施策目標 3 障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること**

3 - **福祉用具等の研究開発やその普及を進めること**

<実績目標>

- ・ 利便性に優れ、実用性の高い福祉用具の着実な開発及びこれに資するための実践的な研究を推進すること

【評価指標：国立身体障害者リハビリテーションセンターにおける研究件数、財団法人テクノエイド協会を通じた研究開発助成件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 -14	-	-	-	・ H16 以降の評価予定は、別途検討する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ 障害者プランが H14 で終了					

3 - **障害者が必要とする情報を入手できる体制を整備すること**

<実績目標>

- ・ 字幕や手話入りビデオテープ等の普及を推進すること

【評価指標：字幕や手話入りビデオテープの製作数】

- ・ 点字図書等（声の図書、デジタル録音図書）の普及を推進すること

【評価指標：点字図書等の発行数、貸出数】

- ・ 障害者情報ネットワーク（ノーマネット）等の普及及びそれを利用した情報提供の充実を図ること

【評価指標：障害者情報ネットワーク（ノーマネット）のアクセス数】

- ・ 手話通訳等の普及を推進すること

【評価指標：手話通訳士の合格者数、手話通訳者等の養成者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 -14	-	-	-	・ H16 以降の評価予定は、別途検討する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ 障害者プランが H14 で終了					

3 - **障害者の雇用を促進すること（基本目標 4 施策目標 3 - を参照）**

3 - **障害者のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること**

<実績目標>

- ・ 障害者スポーツ大会の開催や指導者養成による障害者スポーツの普及を



## 推進すること

【評価指標：全国規模の障害者スポーツ大会開催数、ブロック単位の障害者スポーツ大会開催数、障害者スポーツ指導者養成数】

### ・障害者の芸術・文化活動の振興を図ること

【評価指標：芸術・文化活動振興事業の実施都道府県数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 -14	-	-	-	・H16以降の評価予定は、 別途検討する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・障害者プランがH14で終了					

## 基本目標 9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

### 施策目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

#### 1 - 公的年金制度の安定的かつ適正な運営を図ること

<実績目標>

- ・公的年金給付が老後生活に役に立つこと

【評価指標：モデル年金月額】

- ・公的年金の財政が安定していること

【評価指標：積立度合（公的年金）、最終保険料率（厚生年金）、最終保険料（国民年金）】

- ・公的年金積立金について、基本ポートフォリオを適切に管理すること

【評価指標：年度末における各資産の構成割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	総合 -16 実績 15	実績 16	実績 17	・H15 から H18 までにおける実績評価は、公的年金積立金の基本ポートフォリオの管理を中心に実施 ・H16 の総合評価は、公的年金の財政再計算に併せて実施
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・公的年金制度については、H16 までに財政再計算を行うこととなっている					

#### 1 - 公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること

<実績目標>

- ・公的年金の上乗せの年金制度が普及していること

【評価指標：厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型）の普及状況（実施件数及び加入者数）、国民年金基金、確定拠出年金（個人型）の加入者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

### 施策目標 2 高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標 4 施策目標 3 を参照）

**施策目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、生活支援を推進**

**すること**

3 - **高齢者の介護予防と健康づくりを推進すること**

<実績目標>

- ・ **介護予防事業を推進すること**

【評価指標：介護予防事業の実施市町村数（各メニューごと）】

- ・ **老人保健事業（保健事業第4次計画）を推進すること**

【評価指標：個別健康教育の実施市町村数、基本健康診査の受診率、各メニューごとの事業量（開催回数等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 12-14	モ二 14	実績 12-16	実績 15-17	モ二 17	・ H16 の実績評価は、老人保健事業を中心に実施 ・ H17 の実績評価は、介護予防事業を中心に実施
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ 介護予防事業については、ゴールドプラン21が原則3年ごとに見直し。 ・ 老人保健事業第4次計画は、H16で終了					

3 - **高齢者の社会参加・生きがいを推進すること**

<実績目標>

- ・ **高齢者の社会参加・生きがいの支援を推進すること**

【評価指標：高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施市町村数、老人クラブ活動等事業の老人クラブ数、加入者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 12-14	モ二 14	モ二 15	実績 15-17	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ ゴールドプラン21が原則3年ごとに見直し。					

3 - **高齢者の生活支援を推進すること**

<実績目標>

- ・ **高齢者の生活支援事業（配食サービス等）を推進すること**

【評価指標：生活支援事業の実施市町村数（各メニューごと）】

- ・ **生活支援のための施設の整備を図ること**

【評価指標：生活支援ハウスの箇所数、ケアハウスの入所定員数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 12-14	モ二 14	モ二 15	実績 15-17	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ゴールドプラン2.1が原則3年ごとに見直し。					

#### 施策目標4 介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を

##### 図ること

#### 4 - 介護保険制度の適切な運営を図ること

<実績目標>

##### ・介護保険の円滑な実施を図ること

【評価指標：認定結果に対する不服審査請求率、介護保険料の収納率】

##### ・介護サービスの利用の促進など、介護保険制度の定着を図ること

【評価指標：介護サービスの利用者数、介護サービスの給付額】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モ二 14	モ二 15	総合 -17	モ二 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・介護保険法（平成9年法律第123号）附則第2条の規定（法施行（H12）後5年目処見直し）					

#### 4 - 質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

<実績目標>

##### ・必要な介護サービス量の確保を図ること

【評価指標：介護サービスの提供量、指定事業所数、ヘルパー、ケアマネの養成研修の養成者数、離島等サービス確保対策事業の実施市町村数】

##### ・介護サービスの質の向上を図ること

【評価指標：ケアマネの現任研修の受講者数、介護相談員養成研修の受講者数】

##### ・痴呆性高齢者支援対策を推進すること

【評価指標：指導者・実務者研修の受講者数、グループホームの箇所数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
12-14	14	15	15-17	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ゴールドプラン 2 1 が原則 3 年ごとに見直し。					

## 基本目標 10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

### 施策目標 1 国際機関の活動に対し協力すること

#### 1 - 国際労働機関が行う技術協力に対し積極的に協力すること

<実績目標>

- ・ 開発途上国における雇用開発、女性の就業・雇用機会の拡大に貢献すること

【評価指標：プロジェクトの対象人数、プロジェクト参加者からの事業評価】

- ・ 開発途上国の労働基準の向上のためのセミナー等を通じて、健全な労働環境の整備に貢献すること

【評価指標：参加者数、参加者等からの事業評価】

- ・ アジア太平洋地域技能開発計画（APSD E P）への協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること

【評価指標：APSD E P活動への貢献状況（支援事業等の事業参加者数、関係者からの評価等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	・ 国際機関に対する拠出・出資に関する H15 以降の評価予定は、ODA 関係省庁評価部門連絡会議の議論等を踏まえ、別途検討。
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

#### 1 - A P E C の人材養成分野の活動に対し協力すること

<実績目標>

- ・ A P E C の人材養成分野での協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること

【評価指標：A P E C 人材養成技能研修事業及び A P E C 初任者-能力開発研修事業の実施状況（研修修了者数、関係者からの評価等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モ二	モ二	総合	実績	・ H17 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に実施。
13	14	15	13-17	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ 第 7 次職業能力開発基本計画が H17 に終了					

**施策目標 2 国際協力の促進により国際社会へ貢献すること**

2 - **福祉医療分野における人材育成のための技術協力を推進すること**

<実績目標>

・ **開発途上国の行政官の研修を通じて、開発途上国の社会開発に貢献すること**

【評価指標：東南アジア諸国等福祉医療協力事業における研修生受入人数、東南アジア諸国等福祉医療協力事業における研修参加者からの事業評価】

・ **開発途上国の制度作りの立案・推進のための日本人人材養成研修を通じて、開発途上国の社会開発に貢献すること**

【評価指標：東南アジア諸国等福祉医療協力事業における研修参加者人数、東南アジア諸国等福祉医療協力事業における研修参加者からの事業評価】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - **労使関係、労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること**

<実績目標>

・ **開発途上国の健全な労使関係の構築に貢献する人材を確保すること**

【評価指標：東南アジア諸国等労働関係協力事業における研修参加者からの事業評価、東南アジア諸国等労働関係協力事業における研修参加者数】

・ **開発途上国のIT人材の養成に貢献すること**

【評価指標：ITに係る開発途上国を対象とした研修事業の実施状況（研修修了者数、関係者からの評価等）】

・ **開発途上国において職業訓練指導を担う者を養成すること**

【評価指標：外国人留学生受入事業における外国人留学生の受入人数、帰国留学生の就職状況】

・ **開発途上国の労働者等の受入れを通して、開発途上国への技術移転を推進すること**

【評価指標：国際技能開発計画及び外国人基礎技能研修生受入事業における受入人数、国際技能開発計画及び外国人基礎技能研修生受入事業における帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進状況、集合座学研修を効果的に実施するための公共職業能力開発施設での集合研修実施支援人数、中小企業に対する日本語教育における支援研修生人数、セミナー参加者数、指導書等の作成数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

- 2 - 国際化に対応した安全衛生対策の推進を図ること（基本目標3 施策目標2 - を参照）



# 基本目標 1 1 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

## 施策目標 1 国立試験研究機関等の体制を整備すること

### 1 - 国立試験研究機関等における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること

<実績目標>

- ・ 評価過程における客観性・中立性の確保を図ること

【評価指標：各機関における評価委員会開催回数、内部以外の委員のしめる割合】

- ・ 機関全体の定期的（少なくとも3年に1度）な評価の実施の確保を図ること

と

【評価指標：機関全体の評価を実施した機関数】

- ・ 評価結果等のできるだけ具体的な内容の公表を推進すること

【評価指標：評価結果の公表等を行った機関数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

### 1 - 時代に合った研究機関の再編整備を行うこと

<実績目標>

- ・ 国立試験研究機関の再構築を推進すること

【評価指標：医薬基盤技術研究所の設置】

- ・ メディカル・フロンティア戦略を推進すること

【評価指標：医薬基盤技術研究所の設置、研究状況】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	モ二	モ二	実績	医薬基盤技術研究施設は平成16年度から運用開始予定。（平成15年度評価実施）
13	-15	15	16	13-17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					メディカル・フロンティア戦略の期間は5カ年 （平成18年度評価実施）

**施策目標 2 研究を支援する体制を整備すること**

2 - 厚生科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

<実績目標>

- ・競争的資金による研究を推進すること

【評価指標：競争的資金の助成件数及び額】

- ・公募時期の前倒し等手続きの適正化を図ること

【評価指標：公募時期の前倒しの検討】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 -17	平成14年度に見直しを検討する。(公募時期の前倒しの検討)
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - 研究の人的資源の養成・確保及び質の向上を推進すること

<実績目標>

- ・研究交流や共同研究の活性化を図ること

【評価指標：厚生科学研究推進事業（若手研究者育成活用事業など）による海外派遣人数・受入人数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - 課題評価の適正かつ効果的な実施を確保すること

<実績目標>

- ・評価委員会を適切に開催すること

【評価指標：評価委員会開催件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2 - 研究成果の公開を推進すること

<実績目標>

- ・厚生科学研究成果に関するデータベースを整備すること

【評価指標：データベース搭載件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

**施策目標3 研究の適正実施のための倫理面の整備を行うこと**

3 - 倫理的な観点からの行政指針の策定等を推進すること

<実績目標>

- ・疫学研究の分野について、平成13年度中に個人情報保護等の観点から指針を策定すること

【評価指標：指針の策定状況】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	モ二	モ二	モ二	実績	
13	14	15	16	-17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3 - 既に策定されている倫理的な行政指針の適正な運用を確保すること

<実績目標>

- ・「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の適正な運用を確保

## すること

【評価指標：適正な倫理審査委員会の設置率の向上】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	モニ 14	モニ 15	実績 -16	モニ 17	指針は5年を目途に見直しを検討することとされている。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

## 基本目標 1 2 国民生活の利便性の向上に関わる IT 化を推進すること

### 施策目標 1 国民等と行政との申請・届出等手続のオンライン化を推進すること

<実績目標>

・平成 15 年度までに実質的にすべての申請・届出等手続のオンライン化を図ること

【評価指標：申請・届出等手続のオンライン化実施手続数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	モ二 14	実績 -15	-	-	e - Japan 重点計画において、毎年春に重点計画の見直しを行うとともに施策の進捗状況調査を行うこととされている。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

### 施策目標 1 の外、e - Japan 重点計画関連として施策体系に記載されている目標

・基本目標 1 施策目標 3 -

<実績目標> ・医療の IT 化を推進すること

施策目標 1 1 -

<実績目標> ・審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

・基本目標 4 施策目標 1 -

<実績目標> ・求人情報、労働市場情報等の提供を図ること

施策目標 1 -

<実績目標> ・しごと情報ネットにより求人情報へのアクセスの円滑化を図ること

施策目標 2 -

<実績目標> ・求人情報、労働市場情報等の提供を図ること

・しごと情報ネットにより求人情報へのアクセスの円滑化を図ること

・基本目標 5 施策目標 2 -

<実績目標> ・IT 公共職業訓練の実施、能力水準に応じた IT に係る職業能力習得の支援、先導的な教育訓練コース・システムの開発など、IT 化に対応した総合的な職業能力開発施策の推進を図ること

・情報関連人材育成事業推進助成金等を通して、情報処理に関する専門的な知識及び技能に係る職業能力開発を推進すること

・基本目標 8 施策目標 3 -

<実績目標> ・障害者情報ネットワーク（ノーマネット）等の普及及びそれを利用した情報提供の充実を図ること